

《添付書類について》

保育の利用を必要とする理由を証明する書類

例：父と母の就労を理由に入所申し込みされる場合…父と母の就労証明書を提出してください。

※保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合、保育所の利用ができます。

なお、保育の事由や必要量に応じて標準時間保育（11時間保育）と短時間保育（8時間保育）に分けられます。

事由・要件	入所期間など	添付書類
①就労 <u>概ね月に12日以上、月に48時間以上の就労をする場合が該当</u>	標準時間保育 or 短時間保育 標準時間保育…フルタイム（概ね120時間以上）勤務を想定 短時間保育…パートタイム（48時間以上120時間未満）勤務を想定 （父母の内短い勤務時間の方に合わせて決定）	就労証明書
②妊娠、出産	標準時間保育 産前3か月、出生日の翌日から起算して8週を経過した月の末日まで	出産予定日がわかる母子手帳の写し 又は出産予定証明書
③保護者の疾病、障害 <u>疾病等が原因で保育ができないなど、 自宅療養の期間も含めた記載が必要</u>	標準時間保育 必要と認められる期間	医師の診断書
④同居の親族等の介護・看護 (長期入院も含む)	標準時間保育 or 短時間保育 (介護等の必要時間に応じ認定) 必要と認められる期間	①病人等看護届 ②医師の診断書（身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写しも可） ③サービス利用状況票
⑤災害復旧	標準時間保育 火災や風水害などで家庭を失ったり、家屋の破損による復旧の間	罹災証明
⑥求職活動	短時間保育 入所後90日 <u>※延長を希望する場合は求職活動状況を届出た上で、期間延長の手続きが必要</u>	①就労予定申立書 ②ハローワーク受付票の写し
⑦就学・職業訓練	標準時間保育 or 短時間保育 (就学等の時間に応じ認定) 学校を卒業するまでの期間等	在学証明書等
⑧虐待・DVのおそれがある	標準時間保育 必要と認められる期間	
⑨育児休業 育休取得中で、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	短時間保育 <u>育児休業の対象児童が1歳になって最初の3月31日まで</u>	就労証明書 ※育児休業期間の記載が必要
⑩その他、特に必要であると市が認める場合	標準時間保育 or 短時間保育 必要と認められる期間	※理由に応じて異なる

※上記書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いする場合があります。